

令和元年度第2回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日時：平成2年2月5日（水）午後2時00分～4時00分

場所：県庁北館2階 第1会議室

出席者：（敬称略）

【座長】	田中 秀樹	（国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授）
学識経験者	山内 雅弥	（国立大学法人広島大学副理事）
	村上 和保	（広島女学院大学副学長）
	谷本 昌太	（公立大学法人県立広島大学人間文化学部学部長・教授）
消費者代表	高田 公喜	（広島県生活協同組合連合会専務理事）
	徳田 洋子	（公益社団法人広島消費者協会会長）
	佐藤 浩子	（広島県地域女性団体連絡協議会会長）
生産者代表	仁城 明彦	（全国農業協同組合連合会広島県本部 J A 担当部長）
	坂本 晃韻	（広島県漁業協同組合連合会総務・指導課長）
	河原 直司	（広島県農業協同組合中央会広島県 J A 営農支援センター次長）
事業者代表	穴戸 俊介	（一般社団法人広島県食品衛生協会専務理事）
	藤川 純裕	（日本チェーンストア協会中国支部）
	石川 秀次郎	（広島県スーパーマーケット協会事務局）

1 議事次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議事

- ①「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」進捗状況
- ②「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」次年度の取組について
 - ・令和2年度食品衛生監視指導計画（案）
 - ・推進プランの数値目標について
- ③次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」策定のスケジュールについて
- ④その他
 - ・食品衛生法の改正について（情報提供）

2 配布資料

資料1 推進プランの進捗状況

資料2 食の安全に関する意識調査の実施結果について

資料3 令和2年度広島県食品衛生監視指導計画の概要（案）

資料4 推進プランの進捗状況と令和2年度の計画（案）

資料5 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について

参考資料1 HACCPの制度と対象について

参考資料2 食品表示ラベルの変更イメージ

3 議事概要

【田中座長】

今回は5年間の食の安全に関する基本方針及び推進プランの進捗について、行政、生産者、事業者の皆様、それぞれの立場からのご意見をお願いします。

①「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」令和元年度の進捗について

【食品生活衛生課】

資料1により、計画の進捗状況を説明。10の数値目標のうち7つが達成又は概ね達成、3つは未達成となっている。

今年度の取組として、資料2によりアンケート調査結果を説明。

(質疑・意見等)

【高田委員】

まず HACCP は今年の6月導入だが、まだ未達成の状態ということは、あと4ヶ月くらいでスタートしないといけない。私どもも HACCP を導入するにあたって保健所から指導を受けているが、政省令の遅れもあり、窓口では小出し状態である。これで大手・中小の全ての施設にどのように導入していくのかお聞きしたいのが一点。

二点目は、食中毒の発生状況で、カンピロバクター食中毒が減っているのは良いことだと思う。保健所の調査結果で、生の状態では、スーパーなどの肉の81%にカンピロバクターが存在しているというのがある。加熱しない限りカンピロバクターは死滅しないということを消費者が知っていてカンピロバクターの食中毒が減ったのかどうか。どういう原因で減っているのか、ということも非常に大事なのではないかと思う。

もう1つは食品表示で、例えば、カナダやアメリカから小麦を輸入して小麦粉にした場合、小麦粉の表示は、『国産』になるのかという話がある。

【神島食品安全安心担当監】

『国産』ではなく、『国内製造』という表示になる。

【高田委員】

輸入した原料を国内で小麦粉にした場合には、『国内製造』と表示されるが、消費者から見たら優良誤認になりかねない。ずっと言わせていただいているが、それについての見解はどうか。

消費者にとって多くの表示があるのは良いことだが、どう取舍選択したら良いのが分からない。今後、どのように整備しようとしているのか、あるいはどのように認知を上げようとしているのか、ということをお聞きしたい。

【食品生活衛生課】

まず HACCP については、令和2年6月1日施行となっているが、実際には令和3年5月31日までは現行の管理運営基準によらなければならないとされており、事業者が法改正後の基準で管理するのは、令和3年6月1日からとなる。参考資料1のとおり、推進プランで HACCP 導入と判断する水準と、改正法の下で求められる HACCP の水準が異なっている。推進プランでの HACCP 導入率には含まれていない「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」については、今、国や業界団体が手引書を作成し全国で共有しているところである。保健所が指導するときは、主に手引書に基づく指導を行う。あと1年4ヶ月の間に、手引書や事業者が自ら考えた衛生管理について確認し、戸惑われる施設に対しては手引書を紹介しながら、あとこのようにしたら HACCP と言えるとといった助言をしていく。また、HACCP 導入を支援するための講習会を、各地の業種ごと管轄ごとに実施しており、講習会の紹介も行っていく。

二つ目の質問の食中毒については、カンピロバクターの汚染率は、調査にもよるが非常に高いと言われている。鶏肉を生あるいは加熱不十分で食べることで、食中毒になる確率が高くなるということについては、周知に力を入れてきており、資料2の「食中毒の正しい知識の保有割合」のアンケートでも、鶏肉の生食にはリスクがあるということについては高い認識となっている。「十分に加熱しないと危ない」という知識を持っているため、食中毒は徐々に減っていると考えている。下げ止まっている部分については、リスクはあっても生食が良いという方がいるということも原因と思われ、そういった部分ではまだ周知が必要だと思っている。

【神島食品安全安心担当監】

食品表示については、令和4年3月31日までの経過措置期間があるが、全ての加工食品で原料原産地を表示しなければならないことになった。加工食品の原材料が生鮮食品だけだと分かりやすく、キャベツ『○○産』のように書けば良いが、加工食品で原材料に加工食品を使っているもの、例えばパンやお菓子で小麦粉を使うときは、小麦粉が加工食品のため、原料の小麦を輸入して国内で小麦粉にした場合には『国内製造』の表示が可能になる、という制度になっている。消費者庁が言うには「『国内製造』と書いてあるからといって必ずしも国産とは限らない」ことをご理解の上、ということである。言われたように、消費者が『小麦粉（国内製造）』と書いてあるのを見て、国産と勘違いする可能性は確かにあると思う。原産国を遡って書けば良いが、平成29年6月に施行された現在の法律ではそうになっていないのが現実であり、消費者の方にも知っていただくことが重要と思っている。「『国内製造』と書いてあるが、国産であるとは限らない」ということも含めて、消費者にも周知をする機会を設けていかなければと思っている。

食品事業者には、令和4年の経過措置終了に向け、正しく表示されるよう、啓発や研修をしていく。

【高田委員】

消費者の声として、「分かりづらい」ということが一番の問題である。輸入だが誤認してしまうということを、どう是正していくかということ。重量表示の場合には「国内産」「外国産」という表示もあり、加工した物の重量の比率によって、メインとは違う表示になる可能性がある。そういったことも含め、消費者がきちんと理解できるよう、行政からも丁寧に学習会などをやっていただきたい。

先ほどのカンピロバクターにしても、注意喚起をどれくらい徹底していくかということ。

【神島食品安全安心担当監】

国内製造に関しては、事業者からも相談がある。消費者庁や農林水産省も管轄しており、少し考え方のすれ違いもあって議論をしたところで、問題意識は持っている。

【村上委員】

HACCP 導入率について、2021年からの完全施行に向けて、今10.6%ということだが、この数字の内訳が分かれば教えていただきたい。話を聞く限りでは、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」のところがまだ上がってこないのが、この数字になっているということか。10.6%という数字は「HACCP に基づく衛生管理」ということでよろしいか。

【食品生活衛生課】

プランの目標での20%以上とは、「HACCP に基づく衛生管理」である。このプランができた当時、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の概念がなかったのが、参考資料1のとおり、いわゆる国際標準であるコーデックスといわれる HACCP の考え方を要件とするレベルや、あるいはその考え方で業界団体共通の衛生管理を取り入れたもの、大量調理施設の衛生管理マニュアルや広島県の自主衛生管理認証制度など、国際標準を意識して構築された HACCP をカウントした数字が10.6%である。現状の手引書はもっと緩やかな、小規模な零細事業者であっても取り入れやすく、HACCP の考え方は取り入れているが国際標準までのレベルは求めているものではない。これらはそもそも目標には含まれていないので、法で求めるレベルには達しているが、数字に反映されない施設はたくさんあると考えている。

【徳田委員】

HACCP については、非常に低い数字で報告があったが、まだ一年あるということと、衛生管理はそれに合うところまで大体いっているということで安心した。あと一年の余裕があるのであれば、ぜひ事業者へ指導していただきたい。

食品の意識調査は、1,308人を対象に行ったということだが、広島消費者協会でも毎年、消費者の意識調査を行っているので、ぜひ利用していただければと思う。

【食品生活衛生課】

消費者への情報発信で、県では、例えばホームページに掲載したり、アンケートを行うなど行っているが、非常に限られた方々にしか行えていないので、どのようにして消費者の関心を引き付けて情報発信ができるか、ということが課題と考えている。

広く県民に情報発信できるような場があれば、ぜひ御紹介いただければと思う。

【田中局長】

何か具体的な数字があれば伺えますか。

【徳田委員】

設問も良く似ており、結果も同じようなものである。食の安全ということで、毎年200人を対象に調査を行っている。県にも去年はお持ちしたと思う。また利用していただければと思う。

【田中座長】

関連して、意識を数値目標にあげて達成度をみているのが2つある。「偽装表示に対する不安意識の割合」と「正しい知識の保有割合」の2つは、アンケートなどで調査した結果で達成又は概ね達成としているが、この評価もなかなか難しいところがある。それで本当に達成と言って良いのかということもある。調査方法自体も一貫性があるのか。色々な調査があったと思うが、どのような対象でどのように調査したかということも関わってくる。特に意識というのは社会情勢で大きく変動し、偽装表示が多くあった年にはおそらく偽装表示に関する不安意識は高まると思う。意識に関するデータを達成とか未達ということは難しく、あまり客観性がないというのが正直な感想である。

例えば偽装表示の不安意識の割合は「意識」で捉えるのではなく、偽装表示の数がどのくらいあって、どのくらい減ったのかという、客観的なデータで示したほうが分かりやすい。食品に関する知識であれば、啓蒙活動をした結果、多少は改善されたとか。やったことに対して改善したという風に評価した方が、より良い改善につながると思う。

数値目標というものがあるので、どうしてもこのようになってしまうが、数値目標というのは落ち着いて仕事ができなくなる。少し落ち着いてじっくり、それぞれの課題に対する仕事を評価できるようなやり方のほうが、効果が上がると思う。数値目標で評価するというより、もう少し内容で考えたほうが良いのではないか。特に意識調査に関しては、達成・未達成というのは難しいと思う。

【食品生活衛生課】

現在のプランではこのような目標となっているが、次期プラン作成の時には、いただいたご意見を十分踏まえたうえで、できるだけ客観的な指標になるようなものを検討していきたいと思う。

【谷本委員】

食品表示の一斉点検の不適率が、平成30年度に41.5%に上がり、経過措置の期間が少なくなっていて間違いが増えているということだが、来年は尾を引っ張るといえるか、かなり努力しないと上がっていく気がするが、現状で具体的な対策は考えているか。

【食品生活衛生課】

食品表示は、現在で流通しているものについては新表示に切り替えが進んできているが、古いものが残っているところには周知を急がなければならない。

食品表示講習会の参加者が今年度は増えており、適正表示推進者の育成講習、フォローアップ講習の受講者も増え、今年度は事業者の意識自体は高まってきている。切り替えが必要だということは分かっていると考えている。来年度も引き続き周知を進めていき、古い表示のまま残っているのを発見したら、直ちに是正していく。自主回収も必要となるので、今まで以上に監視や製造者への立入りで確認を進めていく。

【谷本委員】

切り替えの際には保健所とコミュニケーションを取ってやっているということか。切り替えで問題になることはあまりないのか。

【食品生活衛生課】

基本的には事業者が自らの責任で表示ラベルを作成しなければならないとしているが、やはり表示制度が非常に複雑ということで、保健所でも日々相談・対応をしている。

【神島食品安全安心担当監】

表示の切替えの件は、事業者に対する相談対応が今年度はこれまでに比べてかなり増えている。当課だけでも400件くらいとかなり多くなっており、切替えが進んでいると思う。それでも年度が替わって切り替えが出来ていないとも限らないため、保健所や当課も事業者への立入りで指導という形で注意していきたい。

【高田委員】

ゲノム編集技術応用食品についても、発言したい。

現段階での消費者庁での取扱いでは、義務表示の対象外となっている。これはなぜかという、外来遺伝子の残存しないものは、ゲノム編集を用いたものか従来の育苗の技術を用いたものか科学的に識別できない。あるいはゲノム編集技術を応用した食品の取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分ということで表示義務がないと国から言われている。消費者から見れば疑問が残る中身になっているのではないか。ゲノム編集という新しい技術を食品に応用した際の、消費者への周知やマスコミ等を通じての啓発も含めて、非常に低調である。

今の段階では各省庁でゲノム編集に関しての対応が出ており、省庁によって微妙に違うが、消費者から見ると、例えば遺伝子組換え技術との相違点も、相当な専門家でないとは分かりにくい。遺伝子組換えは、食品によっては表示義務があるが、ゲノムについては義務がない。このあたりも、消費者は正しい情報を知る権利があるので、現時点での情報提供を継続的にしていただきたい。

【食品生活衛生課】

ゲノム編集食品については、国に問い合わせたところ、今のところ届出されたものはなく、多少の相談はあると聞いている。どのくらいの件数が相談されているのか、近々、流通するものがあるのかなどの情報は出せないということだった。

県としては、正しい知識を広めていく中で、ゲノム編集食品・遺伝子組換え食品についても情報発信を今後検討していく。

②「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」次年度の取組について

・令和2年度食品衛生監視指導計画（案）

【食品生活衛生課】

広島県の食品衛生監視指導計画について、資料3により概要を説明。

概ねこれまでと同じような内容だが、改正法を受けて追加となった部分がある。改正法施行に対応し、指定成分を含む食品による健康被害発生時の対応、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の指導、器具・容器包装製造事業者の把握や意識向上等を追加している。

【広島市】

広島市の次年度の食品衛生監視指導計画について。資料3により説明。

食中毒予防対策では、発生件数が多い、ノロウイルス、カンピロバクター対策を中心に、講習会や、監視を実施。カンピロバクターについては、半生や加熱不十分のものを出している店舗があるので、毎年、1つ1つ指導している。

HACCPに沿った衛生管理の導入促進に関しては、改正法に対応するため、まず周知を

徹底し、その次に導入支援を行っていく。

食の安心・安全に関する情報発信としては、広報番組や広報誌、また、市民からの要望に応じて職員を派遣する出前講習会を開催し、市民や食品事業者に対して情報発信をしていく。

前年度からの変更点は、食品ごとの指導のところ、今回の改正衛生法に併せてHACCPを盛り込んでいる。監視件数は、昨年度は26,500件としていたが今年度は500件減って26,000件としている。これは、対象施設の変動等によるもの。食品等の試験検査については、前年度2,150検体のところ、今年度は30検体増えて2,180検体としている。これは検査項目等の見直しや検体の増加によるもの。

このほか、改正法に対応し、指定成分を含む食品等による健康被害の発生への対応を追加している。

【呉市】

資料3により概要を説明。基本的には昨年と大きくは変えていない。食中毒予防対策では、特にノロウイルスとカンピロバクターについて、事業者、一般市民に向けた啓発を進めていく。食品表示は3月で大きな改正が終わるが、原料原産地表示の部分もあり、小規模事業者などで徹底できていないところもあるので、引き続き啓発していく。

HACCPについては義務化ということで、講習会等を実施していく。

年間の立ち入り指導は5,000施設で前年度と同じである。検査は収去検査が主になるが、500件が50件減って450件とした。これは人員削減によるものである。ただし輸入食品については市民の関心も高いため、30件の目標は変えていない。その他、人材育成や資質の向上について、食品衛生協会とも連携をとりながら進めていく。

【福山市】

福山市の次年度の食品衛生監視指導計画について、資料3により概要を説明。

内容に大きな変更点はない。立入検査は、昨年9,180件から今年は9,200件としている。これは、施設数の変動に伴う見直しである。食品等の検査計画については、800件で、前年度と同様の検査を実施していく。

HACCPの導入推進については、立入検査の時に1件1件周知をしており、来年度もそうしていく。考え方を取り入れた小規模事業者にも説明をしているところ。手引書を利用したり、できたところから実施をしており、来年度も引き続き進めていく。

福山市では「福山市メール配信サービス」があり、そのメール配信サービスで市民に正しい知識について情報発信を行っている。来年度も引き続きやっていく。

【田中座長】

これらの計画は、パブリックコメントを経て策定されるとのこと。

「令和2年度食品衛生監視指導計画」について、御意見等は。

(意見なし)

・次年度の目標について

【食品生活衛生課】

資料4により、来年度の目標、取組について説明。

来年度の目標をどうするかについて、御意見を伺いたい。目標達成できていないものは達成を目指し、達成できているものは、維持していく。

【田中座長】

未達のものについては、達成を目指し、HACCPについては、できるだけ数を増やすということだが、御意見等は。

(意見なし)

③ 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」策定のスケジュールについて

【食品生活衛生課】

スケジュールの説明。令和3年度からのプラン策定のため、例年2回のこの会議を来年は3回開催したい。1回目は従来より早い時期に開催したい。

目標は今の状況に合ったものを新たに設定する。今の時点で、こういったことを盛り込んでほしいというものがあれば知らせてほしい。

【山内委員】

何か意見があればということで、今日の議論を聞きながら、いくつか新しいプランでは入れていただきたいと思っているものがある。

1つは、食全体がグローバル化、国際化している大きな流れの中で、食品の安心・安全を捉えていく必要がある。輸入とか国産のレベルの話ではないところにきていると思う。

不安が高まっている新型コロナウイルスに関しても、元々が野生動物を食べる、日本では例えばジビエなど地域興しにもなっているが、そういうところから端を発してサーズもそうだったが、起きている病気であり、健康上のリスク等の大きな関連があるので、こうした観点も考えていく必要もあるのではないか。

もう1つは、食品の安全衛生にどの程度関連があるかということもあるが、SDGs 持続可能な開発という観点で、食品ロスが一番端的だが、こうした観点も必要。

コミュニケーションの話も出たが、一方的に上から下へ、行政から消費者へという形ではなかなかコミュニケーションは生まれない。コンセンサスを作るためのコミュニケーションのあり方はまだまだ考えていく必要がある。

このような観点を次年度のプランでも考えていただきたい。

【食品生活衛生課】

こちらでも課題として考えているが、具体的にプランとして仕上げていく中でも御意見をいただければと思う。

【田中健康福祉局長】

できれば生産者団体や事業者団体からも御意見をお願いしたい。

【石川委員】

山内委員の言われたグローバル化の観点だが、スーパーの食品を取り扱っているが、この2~3年で急激にヨーロッパ、南アメリカ、オーストラリアなどから、関税の関係もあって酒が大量に入っている。食の安全に直接関わるかはわからないが、グローバル化で、あらゆるものが入って来る可能性がある。そういう観点も必要かと思う。

【田中座長】

FTAの協定がまだ進む可能性もある。その他では、人口減少・高齢化が一層進み、特に農村部ではコミュニティがかなり厳しくなって、農業関係では非常に大きな影響が出てくるので、そのあたりも含めて見ていく必要があると思う。

④その他

・食品衛生法の政省令について

【食品生活衛生課】

資料6により、許可・届出制度について説明。

○閉会